

# 投資信託取引約款 新旧対比表

2025年6月1日作成

(変更部分 赤下線部表示)

現行約款	改訂後約款
<p>第5条 (取引開始の手続)</p> <p>1 新たにこの取引を開始するときは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。</p> <p>2 前項の申込書に記入された氏名、住所、指定預金口座等をもってこの取引についての氏名、住所、指定預金口座等とし、同申込書に押印された印鑑をもってこの取引についての印鑑 (以下、「お届け印」といいます。) とします。</p> <p>&lt;追加&gt;</p>	<p>第5条 (取引開始の手続)</p> <p>1 新たにこの取引を開始するときは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。</p> <p>2 前項の申込書に記入された氏名、住所、指定預金口座等をもってこの取引についての氏名、住所、指定預金口座等とし、同申込書に押印された印鑑をもってこの取引についての印鑑 (以下、「お届け印」といいます。) とします。</p> <p><u>第5条の2 (個人番号又は法人番号の届出)</u> <u>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令等の定めに従って、投資信託口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号又は法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>
<p>第10条</p> <p>前条に基づく解約に際しては、申込者の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、原則として申込者のご指示により、&lt;追加&gt;やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。&lt;追加&gt;</p>	<p>第10条</p> <p>前条に基づく解約に際しては、申込者の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、原則として申込者のご指示により、<u>また、前条3項または4項に該当する場合、あるいは、</u>やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。<u>当社の判断により換金、反対売買等を行った場合に生じた損害について、当社は責任を負いません。</u></p>
<p>第13条 (届出事項の変更等)</p> <p>1 改名、転居、&lt;追加&gt;改印など届出事項に変更 (印章紛失によるお届け印の改印を除きます。) があったときは、ただちにその旨を申し出て、当社所定の変更届その他の書面に必要事項を記入し、記名押印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>2 印章を紛失したときは、ただちに当社所定の紛失届その他の書面にお届け印の紛失および改印の旨ならびに必要事項を記入し、記名押印のうえ取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項および前項の申込者からの提出がないため、当社から申込者宛の通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時期に到着したものととして取扱います。</p>	<p>第13条 (届出事項の変更等)</p> <p>1 改名、転居、<u>個人番号又は法人番号</u>、改印など届出事項に変更 (印章紛失によるお届け印の改印を除きます。) があったときは、ただちにその旨を申し出て、当社所定の変更届その他の書面に必要事項を記入し、記名押印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>2 印章を紛失したときは、ただちに当社所定の紛失届その他の書面にお届け印の紛失および改印の旨ならびに必要事項を記入し、記名押印のうえ取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項および前項の申込者からの提出がないため、当社から申込者宛の通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時期に到着したものととして取扱います。</p>
<p>第16条 (免責事項)</p> <p>当社は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責によらない事由により、売買の取扱い、金銭および投資信託受益権の振替または記録、抹消等の手続等が遅延し、あるいは不能となった場合</p> <p>(2) 前記(1)の事由により、投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または償還金等の指定口座への入金が遅延した場合</p> <p>(3) 当社が、当社所定の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてこの取引にかかる投資信託受益権の振替または抹消した場合、あるいは金銭を返還した場合</p> <p>(4) 当社が、当社所定の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、この取引にかかる投資信託受益権の振替または抹消をしなかった場合、あるいは金銭を返還しなかった場合</p> <p><u>(5) 第9条の事由により、当社が解約の処置をした場合に生じた損害</u></p>	<p>第16条 (免責事項)</p> <p>当社は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責によらない事由により、売買の取扱い、金銭および投資信託受益権の振替または記録、抹消等の手続等が遅延し、あるいは不能となった場合</p> <p>(2) 前記(1)の事由により、投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または償還金等の指定口座への入金が遅延した場合</p> <p>(3) 当社が、当社所定の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてこの取引にかかる投資信託受益権の振替または抹消した場合、あるいは金銭を返還した場合</p> <p>(4) 当社が、当社所定の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、この取引にかかる投資信託受益権の振替または抹消をしなかった場合、あるいは金銭を返還しなかった場合</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>- 以下省略 -</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年6月20日現在</u> 以上</p>	<p>- 以下省略 -</p> <p style="text-align: right;"><u>2025年7月1日現在</u> 以上</p>